

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和6年12月17日)

[件名]

- 阪神・淡路大震災から30年を踏まえた鳥取県大規模地震対応訓練の実施について  
(危機管理政策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第32報)  
(原子力安全対策課) … 3
- 島根原子力発電所2号機の特重大事故等対処施設等の安全対策の確認について  
(原子力安全対策課) … 6
- 島根原子力発電所2号機の特重大事故等対処施設及び所内常設直流電源施設(3系統目)の設置に係る回答(案)について  
(原子力安全対策課) … 17
- 令和7年消防出初式について  
(消防防災課) … 23

## 危機管理部

# 阪神・淡路大震災から30年を踏まえた鳥取県大規模地震対応訓練の実施について (徳島県・陸上自衛隊第13旅団等との共同訓練)

令和6年12月17日  
危機管理政策課

阪神・淡路大震災から令和7年1月で30年を迎えることを踏まえ、本県の地震初動対応の確認と、大規模地震発生時における被災地への広域支援に係る対応訓練を実施します。

※陸上自衛隊中部方面隊が行う南海トラフ地震対応のための「南海レスキュー訓練」と連携

## 1 訓練目的

南海トラフ地震の発生を想定した、被災地への広域応援に係る初動対応、人員・物資支援、自衛隊等との連携の手順確認等を行い、今後の被災地支援の実効性の向上を図るとともに、能登半島地震を踏まえた本県の地震対策の検証、地震への備えに係る県民啓発を行う。

## 2 日程・場所

- ・令和7年1月14日(火) 鳥取県庁(災害対策本部室)
- ・令和7年1月15日(水) 境夢みなとターミナル臨時駐車場、航空自衛隊美保基地、海上自衛隊徳島航空基地 ほか

## 3 参加機関

鳥取県、境港市、陸上自衛隊(第13旅団・第8普通科連隊)、航空自衛隊(美保基地)、一般社団法人鳥取県トラック協会、徳島県、その他関係機関等

## 4 主な訓練項目

- ・南海トラフ地震における支援体制
- ・発災直後における災害対策本部の活動
- ・大規模地震発生時における自衛隊との連携
- ・南海トラフ地震における徳島県との連携

## 5 訓練内容(調整中)

南海トラフ巨大地震による徳島県での甚大な被害の発生を想定し、「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づく徳島県への広域応援に係る対応訓練を実施する。

### (1) 被災地支援本部会議訓練(1月14日、図上訓練)

庁内に被災地支援本部を設置、本部会議を開催し、初動における情報共有、徳島県への支援オペレーションの検討、徳島県とのテレビ会議、自衛隊への協力要請等を行う。

### (2) 人員・物資輸送訓練(1月15日、実動訓練(予備日:1月16日))

徳島県からの支援要請に基づき、自衛隊、境港市、県トラック協会等と連携し、徳島県への支援物資を、自衛隊機により本県から徳島県へ搬送する。

## <参考>「南海レスキュー訓練」の概要

陸上自衛隊中部方面隊が行う南海トラフ地震を想定した人命救助活動や人員輸送、生活・インフラ支援、情報共有について訓練する大規模防災訓練

- ・時期 令和7年1月13日(月)～17日(金)
- ・場所 東海、近畿南部、四国等
- ・参加機関 自衛隊、関係自治体、指定地方行政機関、指定公共機関、NPO法人等
- ・主要訓練 情報の共有、人命救助活動、生活・インフラ支援、物資・人員輸送



(支援本部会議イメージ)



(自衛隊機イメージ)

## 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第32報）

令和6年12月17日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は11月29日）

### 1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在は、解体保管物の保管エリア設定、管理区域内設備の解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

### 2 島根原子力発電所2号機

10月28日燃料装荷（通常のウラン燃料）、12月7日原子炉起動。今後、12月25日に発電開始（発電機並列・再稼働）、来年1月10日に営業運転再開の予定。

現在、使用前事業者検査（営業運転再開までに行う検査）を進め、原子力規制委員会の使用前確認を受けている。

原子炉起動後、出力を上昇させ、原子炉蒸気で原子炉隔離時冷却系や高圧原子炉代替注水系の駆動確認等を行った後、事業者計画による中間停止を行い、設備・機器の点検や検査、清掃等を実施している。

#### （1）特別な監視体制

12年ぶりの再稼働となるため、安全を厳しく監視・確認することを目的として、燃料装荷（10月28日）～営業運転再開（1月10日予定）までの間、本県、米子市及び境港市合同で、特別な監視体制として再稼働工程の結節における幹部職員の立会、中国電力からトラブルの連絡があった場合には、直ちに現地（島根原子力発電所）へ急行する体制をとっている。

また、立会確認の結果や作業の状況等については、随時県ホームページで公開している。



#### ア 職員による立会確認

再稼働工程において、職員による現地立会・確認を実施し、作業が適正に行われていることを確認している。

- ・燃料装荷の現地立会・確認（10月29日） ※幹部職員立会
- ・格納容器復旧作業の現地立会・確認（11月26日）
- ・原子炉起動の現地立会・確認（12月7日） ※幹部職員立会、詳細はウのとおり

#### イ 原子炉起動に係る特別監視会議

12月7日の原子炉再起動に当たり、特別な監視体制等について共有し、不測の事態への対応手順の確認や原子力防災資機材の点検等を改めて実施することを確認した。

日時：12月6日（金）15時～15時20分

場所：災害対策本部室（WEB併用）

参加者：知事、危機管理部、生活環境部、福祉保健部、西部総合事務所

米子市、境港市 ※ウェブ出席

中国電力

内容：島根原子力発電所2号機の原子炉起動に係る監視体制等

※12月13日までに緊急点検を行い、対応手順（連絡体制、通信手段等）の確認、資機等（管理・運用手順等）に問題ないことを確認済

## ウ 原子炉起動時の特別な監視

10月29日の燃料装荷に引き続き、12月7日の原子炉起動に危機管理部長が現地で立会して確認・監視を行うとともに、不測の事態に備えて県庁でも職員が待機し、環境放射線モニタリングにより異常がないかについて確認した。

原子炉起動における特別な監視（写真）



### (2) 長期施設管理計画（前回報告から変化なし）

認可申請：令和6年7月30日、審査会合：2回

※ 長期施設管理計画は、GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもので、運転開始30年以降、10年以内ごとに認可が必要である。30年を超えて運転するために認可が必要。

## 3 島根原子力発電所3号機

設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合8回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

12月5日に8回目の審査会合が開催され、中国電力が内部事象（機器故障・人的ミス等）に起因して重大事故に至る確率の評価（確率論的リスク評価：PRA）を行い、その評価結果について説明を行った。

原子力規制委員会の杉山委員からは「こちらからの質問・指摘に対しては、補足資料等の説明を通して一通り回答があった」とのコメントがあった。

## 4 その他（島根原発2号機原子炉水位計の水位誤認）

12月12日（木）、起動試験中の島根2号機において、新規制基準で新たに設置した重大事故等発生時に使用する原子炉水位計が上限値を超え一時監視不能となったと発表した（保安規定に定める運転上の制限を満足していない状態、以下「運転上の制限の逸脱」という）が、その後の調査で、水位計の異常ではなく、運転員が水位の数値を誤認し異常と判断していた。中国電力は、水位計の表示は正常な動作の範囲であり運転上の制限の逸脱に該当するものではなかったと訂正した。

県は、中国電力からの連絡を受け、米子市及び境港市の職員が同行して、安全協定に基づく立入調査を行った。また、翌13日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、中国電力から知事及び両市長に顛末を報告し、知事が口頭で中国電力に習熟度の向上等を申し入れた。

※運転上の制限を逸脱（LC0逸脱）した保安規定の条項第65条

同条で規定する運転上の制限として、重大事故等発生時に使用する原子炉水位等の主要パラメータが監視可能な状態である必要がある。

### (1) 事案概要

ア 発生日時 12月12日（木）午前11時21分

イ 発生場所 島根2号機原子炉建物内（放射線管理区域内）

ウ 経過等

- 10時49分 検出器異常警報発報、原子炉水位(SA)オーバースケール
- 11時21分 当直長が保安規定65条(65-13-1)逸脱(以下「LCO逸脱」と判断
- 11時24分 原子炉水位に係る代替パラメータに異常が無いことを確認
- 11時28分 当該機器が故障状態であることが運転員に分かるように明示
- 11時31分 <第1報>逸脱の連絡
- 11時55分 <第2報>措置状況の報告
- 12時00分 原子炉再循環ポンプ速度の降下を開始
- 12時07分 当該水位が監視可能となったことを確認
- 12時20分 LCO逸脱からの復帰を判断
- 12時34分 <第3報>LCO逸脱からの復帰
- 15時00分 鳥取県は立入調査を開始(米子市、境港市が同行)。※16時15分頃に終了。
- 20時00分 <第4報>LCO逸脱の訂正

## (2) 立入調査

- ア 調査日時 12月12日(木)午後3時～4時15分
- イ 立入者 鳥取県職員(米子市と境港市の職員が同行。島根県は別途実施)
- ウ 調査結果 中国電力から発生の経緯や今後の対応等を聞き取り。
  - ・水位計指示値の変動状況及び推定原因(機器の故障によるものではなく、原子炉再循環ポンプの流量変動に伴う正常な動作)について聴取。
  - ・この事案によるプラント、放射能による外部環境への影響はない。

## (3) 知事等への報告(中国電力)

- ア 日時 12月13日(金)午後4時～4時15分(原子力安全対策PT会議)
- イ 報告者 中国電力 三村島根原子力本部長他
- ウ 報告内容 中国電力から発生の経緯や今後の対応等が報告された。結果的には運転上の制限の逸脱ではなかったが、その時点において逸脱と判断したことは安全側の判断であった。なお、今回の事案は設備部門から操作部門への引継ぎに問題があったため必要な対応を行う。
- エ 知事発言 新規基準で計器も増え、また、運転経験が不足する運転員も増えており、運転員の習熟度を上げていただくこと。また、安全を第一義とした対応を徹底し、状況に即して必要があれば躊躇なく立ち止まる慎重な起動操作に当たるとともに、周辺地域に対しても速やかに説明を行うことを中国電力に強く求めた。

# 島根原子力発電所2号機の特重大事故等対処施設等の安全対策の確認について

令和6年12月17日  
原子力安全対策課

鳥取市、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）からの島根2号機の特重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の設置に係る原子炉設置変更許可申請に当たっての事前報告に対し、最終的な意見を留保し、審査後に意見を提出する旨を回答した。

その後、原子力安全顧問会議等を通じて、特重施設等の安全対策、また、原子炉設置変更許可を受けての審査結果について、専門家である原子力安全顧問に技術的・科学的な視点から確認いただいた。

周辺自治体として安全に対して意見を言うこととし、米子市及び境港市（以下「2市」という。）の意見を基本とし、原子力安全顧問、住民及び県議会の意見を踏まえ、広域自治体として中国電力への意見案を取りまとめた。

今後、中国電力に意見を回答し、国要望、覚書に基づく鳥取県への意見回答を行う予定である。

## 1 これまでの経緯

中国電力からの特重施設等の設置に係る原子炉設置変更の申請の事前報告から、中国電力への鳥取県等の意見案の取りまとめに至る一連の流れは以下のとおり。

### （1）事前報告への対応

鳥取県等は平成28年4月28日、中国電力から安全協定第6条に基づく事前報告（添付1）を受け、同年6月12日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、2市と協議し最終的な意見を留保する方針で合意した後、6月15日の鳥取県議会全員協議会で中国電力への回答案を説明し、議会からの意見を聴取した。

平成28年6月17日に意見を留保する旨を中国電力に回答し、原子力規制委員会の審査結果の説明を受けた後、原子力安全顧問、住民、2市の意見を聞いた上で改めて回答（添付2）することとした。

### （2）原子炉設置変更許可申請

中国電力は平成28年7月4日、特重施設等の設置に係る原子炉設置変更許可を原子力規制委員会に申請した。

### （3）原子力安全顧問による確認

平成28年5月16日、平成28年12月19日、令和6年8月20日に原子力安全顧問会議を開催し、中国電力から特重施設等の概要、審査状況等の説明を受け、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われた。

### （4）原子炉設置変更許可（審査合格）

2回の補正書提出、24回の審査会合、2回の現地調査を経て、令和6年10月23日に特重施設等の設置に係る原子炉設置変更申請が許可され、鳥取県等は同年10月25日に中国電力から報告を受けた（添付3）。

なお、核セキュリティ上の観点から、審査は原則非公開で行われた。

※参考 新規基準の適合性審査（2号機本体施設）

〔原子炉設置変更〕 審査会合184回

(申請) 平成25年12月25日 (許可) 令和3年9月15日

〔設計及び工事の計画〕 審査会合9回

(申請) 平成25年12月25日 (許可) 令和5年8月30日

〔保安規定変更〕 審査会合5回

(申請) 平成25年12月25日 (許可) 令和6年5月30日

## (5) 鳥取県による意見案の取りまとめ

令和6年11月21日の原子力安全顧問会議で顧問意見(添付4)を聴取し、同年11月24日の原子力安全対策合同会議で2市の住民意見(添付5)を聴取した。

令和6年12月10日に2市からの意見回答を受け、同年12月13日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、2市と協議し、2市の意見を基本とした上で原子力安全顧問及び住民の意見を踏まえ、中国電力への鳥取県等の意見案を取りまとめた。

## 2 原子力安全顧問による確認

中国電力からの事前報告後、特重施設等の安全対策や原子力規制委員会の審査結果を確認するため、計4回の原子力安全顧問会議を開催した。

### (1) 原子力安全顧問会議(平成28年5月16日)

中国電力から事前報告の内容となる特重施設等の安全対策を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われた。

### (2) 原子力安全顧問会議(平成28年12月19日)

中国電力から平成28年9月13日に開催された1回目の審査会合の審査状況を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われた。

### (3) 原子力安全顧問会議(令和6年8月20日)

1回目の審査会合の後、本体施設の原子炉設置変更許可申請の審査を優先する方針から、1回目の審査会合から5年以上経過した令和4年3月31日に2回目の審査会合が開催された。以降22回に亘る審査会合が開催され(計24回の審査会合)、令和6年8月20日の原子力安全顧問会議において、中国電力からこれまでの審査状況を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われた。

### (4) 原子力安全顧問会議(令和6年11月21日)

これまでの原子力安全顧問会議での議論や原子力規制委員会が公開した審査書等の検証・確認が行われ、原子力安全顧問の意見が取りまとめられた(添付4)。

#### <顧問意見の概要>

核セキュリティ上、公表されていない部分もあるが、公表された範囲において原子力規制委員会による審査が適切に行われていることを確認したことから、審査結果は妥当なものと判断する。なお、信頼性向上のためのバックアップ施設ではあるものの、5年の猶予に限らず可能な限り速やかに設置すること、住民への分かりやすい丁寧な説明により信頼を得ることが必要である。

## 3 住民による確認

原子力安全対策合同会議において、中国電力及び原子力安全顧問から特重施設等の安全対策及び顧問意見の説明が行われ、住民の代表である米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員及び境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員からの意見を聴取した。

**(1) 原子力安全対策合同会議（平成28年5月22日）**

中国電力から事前報告の内容となる特重施設等の安全対策について、また、原子力安全顧問から平成28年5月16日の原子力安全顧問会議における中国電力からの説明を受けての顧問意見についての説明が行われ、2市の委員及び傍聴者から意見を聴取した。

**(2) 原子力安全対策合同会議（令和6年9月9日）**

中国電力から特重施設等に係る審査状況について説明があり、2市の委員及び傍聴者から意見を聴取した。

**(3) 原子力安全対策合同会議（令和6年11月24日）**

中国電力から原子力規制委員会の審査結果を反映した特重施設等の安全対策について、また、原子力安全顧問から令和6年11月21日の原子力安全顧問会議で取りまとめた顧問意見（添付4）についての説明が行われ、2市の委員及び傍聴者から意見（添付5）を聴取した。

**4 中国電力による住民への説明**

平成28年6月17日に鳥取県等が意見を留保する旨を中国電力に回答した際、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果について、地域住民及び鳥取県等に対して分かりやすく丁寧に説明するよう中国電力に申入れを行った。

また、令和4年3月25日に新規制基準に係る安全対策を了解した際も、工事計画認可等所要の法令上の手続きについて適宜鳥取県等に報告し、県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう申入れを行った。

**(1) 中国電力による自治体説明会**

**ア 特重施設等に係る審査会合の概要（平成28年9月27日）**

審査会合1回目の審査状況（特重施設等の概要）についての説明会が開催された。

**イ 特重施設等に係る審査会合の概要（令和5年5月16日）**

審査会合2回目の審査状況（補正書の概要）、9回目の審査状況（今後の審査の進め方等）、12回目及び16回目の審査状況（所内常設直流電源設備（3系統目））についての説明会が開催された。

**ウ 特重施設等に係る審査会合の概要（令和6年4月4日）**

審査会合20回目及び21回目の審査状況（所内常設直流電源設備（3系統目）及び第3バッテリー格納槽の地盤・周辺斜面の安定性）についての説明会が開催された。

**(2) 公民館単位での説明会**

原子力防災広域住民避難計画等説明会が境港市内7地区で開催された。

**ア 公民館単位での説明会（令和3年11月15日～26日）**

中国電力から島根原子力発電所の概要、安全対策（特重施設等を含む）、新規制基準適合性審査の状況などの説明が行われた。

境港市から「鳥取県原子力防災ハンドブック」を用いての避難行動等の説明が行われた。

**イ 公民館単位での説明会（令和6年5月13日～29日）**

中国電力から島根原子力発電所の概要、安全対策（特重施設等を含む）に加え、能登半島地震による志賀原子力発電所への影響についての説明が行われ、併せて志賀原子力発電所で起こった事象に対する島根原子力発電所での安全対策についての説明が行われた。

境港市から「鳥取県原子力防災ハンドブック」及び「原子力災害発生時の避難行動計画地区別パンフレット」を用いての避難行動等についての説明が行われた。

### (3) 原子力安全対策合同会議

#### ア 原子力安全対策合同会議（平成28年5月22日）[再掲]

中国電力から事前報告の内容となる特重施設等の安全対策について、原子力安全顧問から平成28年5月16日の原子力安全顧問会議における中国電力からの説明を受けての顧問意見についての説明が行われ、2市の委員及び傍聴者から意見を聴取した。

#### イ 原子力安全対策合同会議（令和6年9月9日）[再掲]

中国電力から住民に対して、特重施設等に係る審査状況について説明があり、2市の委員から意見を聴取した。

#### ウ 原子力安全対策合同会議（令和6年11月24日）[再掲]

中国電力から原子力規制委員会の審査結果を反映した特重施設等の安全対策について、原子力安全顧問から令和6年11月21日の原子力安全顧問会議で取りまとめた顧問意見（添付4）についての説明が行われ、両市の委員及び傍聴者から意見（添付5）を聴取した。

### (4) 住民説明会（中国電力主催）

#### ア 住民説明会（平成28年5月21日）

境港市において、特重施設等の設置に係る原子炉設置変更の申請前の平成28年5月21日に特重施設等の設置計画に係る説明会が開催された。

#### イ 住民説明会（米子市：令和5年9月12日、境港市：令和5年9月8日）

2市において、特重施設等の審査状況に係る説明会が開催された。

### (5) 広報誌「あなたとともに」

年4回発行し、島根原子力発電所のPAZ、UPZ内の自治体の世帯に配布。

## 5 鳥取県等による確認

鳥取県は原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、原子力安全顧問や住民の意見を踏まえた2市からの意見を聴取した。

### (1) 事前報告への対応（原子炉設置変更許可申請前）

#### ア 米子市議会全員協議会（平成28年6月10日）、境港市議会全員協議会（平成28年6月8日）

2市は、平成28年5月21日の住民説明会及び同年5月22日の原子力安全対策合同会議での原子力安全顧問や住民からの意見を踏まえ、中国電力からの事前報告への対応について議会からの意見を聴取した。

#### イ 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（平成28年6月12日）

鳥取県等は中国電力からの事前報告に対する最終的な意見を留保し、審査後に改めて回答する方針で合意した。

#### ウ 鳥取県議会全員協議会（平成28年6月15日）

原子力安全対策プロジェクトチーム会議で2市と協議した結果を踏まえて中国電力への回答案を説明し、議会からの意見を聴取した。

### (2) 原子炉設置変更許可申請後の確認

#### ア 中国電力による自治体説明会 [再掲]

**a 特重施設等に係る審査会合の概要（平成28年9月27日）**

審査会合1回目の審査状況（特重施設等の概要）についての説明会が開催された。

**b 特重施設等に係る審査会合の概要（令和5年5月16日）**

審査会合2回目の審査状況（補正書の概要）、9回目の審査状況（今後の審査の進め方等）、審査会合12回目及び16回目の審査状況（所内常設直流電源設備（3系統目））についての説明会が開催された。

**c 特重施設等に係る審査会合の概要（令和6年4月4日）**

審査会合20回目及び21回目の審査状況（所内常設直流電源設備（3系統目）及び当該設備を収納する施設である第3バッテリー格納槽の地盤・周辺斜面の安定性）についての説明会が開催された。

**イ 中国電力からの聞き取り**

中国電力からの聞き取りを適宜行い、適宜特重施設等に係る審査会合の状況報告を受け、審査で課題となっている点などを聴取し、審査状況の把握に努めた。

**ウ 原子力規制庁による自治体説明会（令和6年11月6日）**

原子力規制庁による2県6市の自治体に向けた特重施設等の審査結果に関する説明会が開催され、特重施設等の安全対策を確認した。

**（3）事前報告への対応（原子炉設置変更許可（審査合格）後）**

**ア 米子市議会（令和6年11月28日）、境港市議会（令和6年12月3日）**

2市は、令和6年11月21日の原子力安全顧問会議及び同年11月24日の原子力安全対策合同会議を踏まえて、中国電力からの事前報告への対応について議会からの意見を聴取した。それら意見が2市意見に反映され、県に報告された。

**イ 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（令和6年12月13日）**

鳥取県は2市と協議し、2市の意見を基本とした上で原子力安全顧問及び住民の意見を踏まえ、中国電力への鳥取県等の意見案を取りまとめた。

**【添付】**

添付1：中国電力からの安全協定に基づく事前報告

添付2：中国電力からの安全協定に基づく事前報告に対する回答

添付3：中国電力からの特重施設等認可の報告

添付4：特重施設等審査結果に対する意見（原子力安全顧問）

添付5：住民の意見（原子力安全対策合同会議）

島原本広第90号  
平成28年4月28日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
取締役社長  
清水希茂

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年7月8日に施行された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う新たな規制基準においては、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められていることから、このたび、島根原子力発電所2号機におけるこれらの設備を設置することといたしました。

つきましては、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、原子炉設置変更許可申請書を添えてご報告いたします。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不断に追求し続けるとともに、地域の皆さまのご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）

添付 2

第 201600047799 号  
防起第 6 2 2 号 - 1  
受 境 自 第 3 4 号  
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

中国電力株式会社  
取締役社長 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について(回答)

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付島原本広第 9 0 号、同第 9 1 号及び同第 9 2 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成 2 5 年 1 2 月の 2 号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

島原本広第510号  
2024年10月25日

鳥取県知事  
平井伸治様

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員  
中川賢剛

島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設等の設置に係る  
原子炉設置変更許可について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置について、2016年7月4日、原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に行い、その後、同委員会における審査を受けておりましたが、10月23日、原子炉設置変更許可をいただきました。

この件については、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、当社から、平成28年4月28日付島原本広第90号により報告をさせていただき、同年6月17日付文書でご回答をいただいておりますが、このたびの原子炉設置変更許可に際し、改めてご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）  
の審査結果に対する原子力安全顧問意見

令和6年11月21日  
鳥取県原子力安全顧問

鳥取県原子力安全顧問は、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子炉設置変更許可申請の審査内容について、専門的観点から確認を行った。

特定重大事故等対処施設はテロ対策施設であるため、核セキュリティ上、公開されている情報は限定されているが、公開された範囲において審査対象となる施設の安全対策について技術的・科学的な視点から確認を行うとともに、非公開の範囲においても原子力規制委員会による審査で確認されていることを確認した。

## 1 新規制基準の審査

### (1) 特定重大事故等対処施設

ア 特定重大事故等対処施設の設計については、設置する地盤には活断層が認められず、高い耐震性を有した設計及び火災防護対策が適切に講じられており、大型航空機が原子炉建物に衝突したとしても当該施設の機能が維持されることが審査で確認されていることを確認した。

イ また、特定重大事故等対処施設の運用については、テロ行為により中央制御室での対応が困難な場合の代替施設となる緊急時制御室に高い技能を取得した要員を配置し、緊急時制御室に切り替えるタイミングなどが審査で確認されていることを確認した。

ウ 当該施設の設置により2号機本体への設備の構造・強度に与える影響はなく、工事期間中アクセスルートが使用できないなどの弊害がないことが審査で確認され、重大事故対応に使用できる設備が増加したことにより、安全対策がさらに強化されることを確認した。

### (2) 所内常設直流電源設備（3系統目）

ア 所内常設直流電源設備（3系統目）の設計については、新たに整備した115V系蓄電池（3系統目）を支持する第3バッテリー格納槽を設置する地盤には活断層が認められず、高い信頼性を確保するために高い耐震性を有した設計としていることや、他の直流電源設備と電路が異なることで独立性を有し、異なる建屋・区画に整備することで位置的分散を図るなどの安全対策が講じられていることを確認した。

イ また、当該設備による給電範囲を限定することで炉心の著しい損傷等を防止する観点から問題がないことを十分考慮しつつ、給電対象設備への給電の信頼性を高めていることを確認した。

## 2 総評

特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）について、原子力規制委員会による審査が適切に行われていることを確認したことから、新規制基準に基づく審査結果は妥当なものと判断する。

今後、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）については、設計及び工事の計画の認可及び保安規定変更認可に係る審査が行われることから、原子力規制委員会への審査に対して真摯に対応することを求める。併せて安全性向上に向けた不断の取組を行うとともに、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、住民等へのわかりやすく丁寧な説明を求める。

また、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）はバックアップ設備であり、その設置については島根2号機の本体設備の設計及び工事の計画の認可から5年の猶予（令和10年8月29日）があるが、安全性の更なる向上を図るため、速やかに設置するよう期待する。

## 住民の意見

(原子力安全対策合同会議 (11月24日開催))

## 1 特重施設の機能関係

No.	分類	質問等
1-1	目的・機能	審査結果に対する顧問意見は、どのような議論を経て確認されたのか。
1-2		電源設備3系統目は1,2系統目をリカバリー、または充実させるものか。
1-3		圧力逃し装置は放射性物質を含む気体を排出するのか(ベントのように)。
1-4		境港美保基地は強靱化で司令部は機能維持される。原発は特重施設で大丈夫か。
1-5		蓄電池は何時間(何日間)の猶予が与えられるのか。
1-6		放射性廃棄物の保管場所に航空機衝突等に対して大丈夫か。
1-7		燃料プールに航空機が衝突した場合の対応は。
1-8	設計	特重施設は原子炉建物等から離れた位置に整備するのか、それとも頑丈な建物内に整備するのか。
1-9		地質・地盤がシーム及びび断層があり、どんな基準地震動になっているのか。
1-10		格納容器は地震に耐えられるのか。
1-11		志賀原発断層連動が178km(当初96kmから1.8倍)と報道されている。活動断層が連動しないといわれているが、再度調査していただきたい。
1-12		「高い耐震性を有した設計である」の顧問確認結果について基準地震動は何galか。原子炉等820galを上回るものか。
1-13		能登半島地震に係る断層連動については、規制委員会の技術情報検討会で議論中であり、宍道断層と鳥取県沖断層との連動について、顧問、中国電力の見解を伺いたい。また、島根半島の隆起地形と横ずれ断層に係る香川顧問の見解を伺いたい。

## 2 特重施設の運用関係

No.	分類	質問等
2-1	5年猶予	特重関連施設の完成年月はいつか。
2-2		5年以内に完成しなかった場合、また、完成までにテロ等が起きた場合の責任は。
2-3		特重施設等が完成し安全・安心の確認後に再稼働を検討いただきたい。
2-4		テロ等に限らず、福島原発事故のように対応が困難なことが考えられ、5年の猶予は納得できない。
2-5	シーケンス訓練	現場シーケンス訓練はどのような体制で対応され、再稼働後の要員計画はどうなっているのか。あわせて、再稼働は特重施設が完成するまで待つほしい。
2-6		現場シーケンス訓練の問題点、改善点、反省点はあったのか。

## 3 中国電力の組織体制関係

No.	分類	質問等
3-1	要員	「緊急時制御室に高い技能を取得した要員の配置」の顧問確認結果だが、高度な知識技能は全員に求められるものとする。
3-2		高いレベルの要員47人が常駐する計画であるが、原発事故が起きた場合、人による作業で対応できるのか。
3-3		緊急時の要員は何名か。そのうち中国電力社員は何名か。
3-4		再稼働に対応する運転要員(勤務体制と要員計画)はどの程度か。※原発関係の技術者が減少している。
3-5	緊急対応	大規模損壊時、スタッフの被ばく限度はあるのか。
3-6		どのような事態においてもスタッフの撤退はないのか。
3-7		大規模損壊時の例として大地震後の水素爆発は想定しているか。
3-8		大規模損壊時の例として福島第一事故と同様の事態を想定しているか。
3-9		特定重大事故等が発生した時、施設内の従事者の安全はどのような措置が講じられているか。
3-10		ハード面以外にソフト面で社員教育や安全点検項目の見直し等が重要である。

#### 4 住民説明関係

No.	分類	質問等
4-1	住民説明	「地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、住民等へのわかりやすく丁寧な説明を求める」の顧問意見に対する県市、中国電力の见解は。
4-2		前回の合同会議以降、住民説明会がもたれていないことを危惧する。
4-3		知事は地域の安全を確保していきたいと発言されたが、再稼働しない方が安全と考える。県民の安全を守っていただきたい。
4-4		安全であるという説明だけでは納得できる説明ではない。心配なことに答えず説明が終わるは無意味と思う。
4-5	訓練	30km 圏内だけが訓練対象とされ、住民の大半の理解とはなっていない。

#### 5 避難計画関係

No.	分類	質問等
5-1	避難計画	特重事態（テロ等）に対応した避難計画になっているのか。
5-2		「鳥取県の避難計画は能登半島地震を踏まえても実効性のある計画となっていることを確認した」の顧問確認結果はどのような議論を経て確認されたのか。
5-3		放射性物質の放出が収まった後に避難する場合、道路上の残った放射性物質に対してどのように避難するのか。
5-4	屋内退避	木造家屋でも放射線物質からの被ばくを低減できるのであれば、木造住宅の改修し放射線被ばくから守る施策を進めてはどうか。

#### 6 その他意見

No.	分類	質問等
6-1	プルサーマル	島根 2 号の再稼働においては、プルサーマル計画の実施も想定したものか。
6-2		島根県、松江市が当時のプルサーマル計画の受け入れ時から、計画変更により当時の説明が意見を持たなくなると思う。
6-3		島根 2 号機の MOX 燃料使用の可否について安全対策協議会で議論を始めないのか。
6-4	使用済燃料	使用済核燃料は使用者が責任を持つと聞いているが、島根原発で使用された燃料の現時点での管理状況は。
6-5		使用済核燃料の再処理はいつ開始されるのか。中間貯蔵庫を作り応急手当をするようでは先が思いやられる。使用済核燃料は一般的に言えば産業廃棄物であり、企業側の責任があり、国に対して強く要求していただきたい。
6-6	その他	安全対策協議会の開催に際しては事前に資料を配布し、事前確認ができるよう対応していただきたい。
6-7		特重事故以前に再稼働には反対、核は人間の手に負えない。
6-8		海外は格納容器が二重構造になっているが、なぜそうしないのか。
6-9		特定利用湾岸・空港は指定を受けないでほしい。原発近くに軍事施設は不要。

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源施設  
(3系統目)の設置に係る回答(案)について

令和6年12月17日

原子力安全対策課

平成28年4月28日付島原本広第90号、同第91号及び同第92号で報告のあった島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備(3系統目)(以下「特重施設等」という。)の設置について、11月21日の原子力安全顧問会議で専門家(原子力安全顧問)意見を、同月24日の原子力安全対策合同会議で住民の意見を、12月13日の米子市及び境港市から意見を基本とし、中国電力への回答案等を作成した。

1 原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)の開催

2市の意見を伺い、中国電力へ回答する意見案と国に対する要望事項案について協議した。

日時:12月13日(金)16時00分~16時30分(県庁災害対策本部室)

出席:鳥取県知事、米子市長、境港市長、中国電力 ※米子市長及び境港市長はWEB出席

議題・島根原発2号機の特定重大事故等対処施設等に係る中国電力への回答案、国への要望案

・その他

2 米子市及び境港市の意見

原子力安全プロジェクトチーム会議(コアメンバー)で知事が伊木米子市長、伊達境港市長と協議し、中国電力への回答案及び国への要望事項案について合意を得た。

【PT会議での主な発言】

<米子市>特重施設等は安全対策をより一層充実させるもので速やかに整備すべきであり、その上で意見を言う。

この調整案で問題ない。なお、防災対策に係る人件費等が必要であり、また、立地自治体と周辺地域とは取り扱いが異なっており、必要な財源を要望するとともに格差の解消に向けた意見等を述べていく必要がある。

<境港市>米子市同様、速やかな整備を求めるとともに、その上で意見を言う。

この調整案で問題ない。今回の水位計事案を含めソフト対策にも取り組み、不具合が生じた場合は躊躇なく立ち止まる対応を取っていただきたい。また、改定作業中のエネルギー基本計画では原子力を最大限活用するとされる見込みで、原子力防災にも最大限の財政支援等を求めたい。

<知事>中国電力には両市、議会の意見を踏まえ、安全を第一義として意見を言っていく。

鳥取県、米子市及び境港市で意見は一致しており、今後、県議会に説明して3者連名でこの調整案を提出するよう調整をしたい。なお、原子力防災は相当期間にわたり取り組むものであり、両市の意見を踏まえ、中国電力への要望項目8に「誠意をもってこれ(原子力防災対策)に協力するとともに」を追記することとしたい。

【添付】

添付1:米子市の意見

添付2:境港市の意見

添付3-1:中国電力への回答案(中国電力株式会社に対応を求める事項)

添付3-2:国への要望事項案(原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省)

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 伊木 隆司

島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に対する意見等について（回答）

令和6年10月25日に中国電力株式会社から報告があった標記の件については、当該施設等の設置は島根原子力発電所の安全性をより高めるために有用な安全対策であると考え、速やかに整備を進めることを求めます。

貴職から、本市の意見を踏まえて、中国電力及び「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく島根県への意見提出についてよろしくお願ひします。

なお、下記事項について、中国電力及び国に対して要請を行っていただきますようお願いいたします。

#### 記

##### <中国電力に対する要請>

###### 1 安全対策について

今後も住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、人的な対応を含め安全対策を適切に実施すること。常に最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。

###### 2 手続きへの対応について

引き続き実施される原子力規制委員会の認可等、所要の法令上の手続きに適切に対応するとともに、その経過についてわかりやすく説明を行うこと。

###### 3 防災対策への協力について

関係自治体が行う防災対策について、誠意をもって協力すること。

##### <国に対する要請>

国による原子力防災対策に係る費用負担

長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、国の責任において適切な財政措置を行うこと。

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 伊達憲太郎

島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に対する意見について（回答）

令和6年10月25日に中国電力株式会社から報告があった標記の件については、当該施設等の設置は島根原子力発電所の安全性をより高めるために有用な安全対策であると考え、速やかに整備を進めることを求めます。

貴職から、本市の意見を踏まえて、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき中国電力株式会社及び島根県に対して意見、要望を行っていただきますようお願いいたします。

記

<中国電力株式会社に対する意見>

- 1 安全性向上に向けた不断の取組を行うこと。また、島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に関する情報については、セキュリティの観点から厳重に管理を行うこと。
- 2 今後の設計及び工事計画認可、保安規定変更認可に係る審査に対して真摯に対応すること。
- 3 地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、住民等へのわかりやすく丁寧な説明をすること。
- 4 テロ攻撃の兆候が察知された場合などは国の原子炉運転停止命令に従うとともに緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 5 施設の設置については、島根原子力発電所2号機の本体設備の設計及び工事計画認可から5年の猶予があるが、安全性の更なる向上を図るため、速やかに設置すること。
- 6 発電所の安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上及びヒューマンエラー防止対策を徹底すること。
- 7 協力会社も含め、社員の心身の健康管理、安全文化の醸成に一層取り組むこと。

<国に対する要望>

- 1 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の設置における今後の設計及び工事計画認可、保安規定変更認可について、厳格な審査、指導監督を行い、その結果について分かりやすく説明すること。（原子力規制委員会、経済産業省）
- 2 原子力防災対策に係る費用について、国の責任において、周辺自治体に対しても適切な財政措置を行うこと。（内閣府（原子力防災）、経済産業省）
- 3 テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

（原子力規制委員会、経済産業省）

## 中国電力株式会社に対する回答（案）

## （前文）

島根原子力発電所 2 号機の特重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）について、平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 90 号、同第 91 号及び同第 92 号で報告のあったこのことについては、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）として、地域住民の安全を確保するため厳正に監視及び確認を続けることとし、万が一の時は緊急停止を求めることも辞さず、今後とも専門家の意見を踏まえ安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくこととしますので、貴社におかれては、島根原子力発電所 2 号機について、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、鳥取県等の意見等に則り、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求します。

## （中国電力への意見）

- 1 原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等の所要の法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分かりやすく迅速かつ丁寧の説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。
- 2 特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、5 年間の経過措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。
- 3 特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。
- 4 特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることとする。その際、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があれば、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。
- 5 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。
- 6 テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講じること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあつては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 7 島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。
- 8 鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、誠意をもってこれに協力するとともに、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。

## 国への要望事項（案）（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）

### 原子力規制委員会への要望事項

- 1 島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 特重施設等について、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 3 特重施設等の設置工事に係る安全を第一義とした事故防止及び特重施設等に関する情報の厳重な管理について原子力規制検査等で確認すること。
- 4 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと、また、最新の知見を安全上の対策に反映していることを原子力規制検査等で確認すること。
- 5 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 6 立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

### 内閣府（原子力防災）への要望事項

- 1 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

### 経済産業省への要望事項

- 1 特重施設等を速やかに設置するように原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 2 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよ

- う、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
  - 4 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
  - 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
  - 6 島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
  - 7 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。

## 令和7年消防出初式について

令和6年12月17日  
消 防 防 災 課

以下のとおり、主に1月ははじめから各市町村及び消防機関が出初式を行います。  
三朝町は12月8日(日)に実施済みであり、若桜町及び智頭町は年明けに決定予定です。

月日	団体名	時間・場所・内容(予定)
12/8 (日)	三朝町	時間：午前10時～正午 場所：三朝町総合スポーツセンター(三朝町山田) 内容：閲団、分列行進、式典(表彰伝達等)
1/5 (日)	倉吉市	時間：午前10時～午前11時30分 場所：倉吉市営体育センター(倉吉市葵町) 飛天夢広場(倉吉市見日町) 内容：式典(表彰伝達等)、一斉放水
	湯梨浜町	時間：午前9時30分～11時 場所：湯梨浜町中央公民館(湯梨浜町龍島) 内容：式典(表彰伝達等)、分列行進、一斉放水
	琴浦町	時間：午前10時～正午 場所：聖郷小学校体育館(琴浦町鋤) 内容：式典(表彰伝達等)、分列行進、機械点検、一斉放水
	北栄町	時間：午前9時30分～11時 場所：運転免許試験場跡地、由良川河川敷(北栄町由良宿) 内容：閲団、式典(表彰伝達等)、一斉放水
	日吉津村	時間：午前10時～11時30分 場所：【式典】ヴィレステひえづ(日吉津村日吉津) 【放水】今吉地区内 内容：式典(表彰伝達等)、車両観閲、一斉放水
	大山町	時間：午前10時～11時50分 場所：名和農業者トレーニングセンター(大山町名和) 内容：式典(表彰伝達等)、分列行進、一斉放水
1/7 (火)	鳥取中部ふるさと 広域連合	時間：午前10時～11時 場所：東巖城町市民スポーツ広場(倉吉市伊木) 内容：式典(観閲、表彰伝達等)、分列行進、展示訓練、一斉放水
1/11 (土)	日南町	時間：午前9時30分～11時50分 場所：日南町総合文化センター(日南町霞) 内容：式典(表彰伝達等)、一斉放水、パレード
1/12 (日)	・鳥取市 ・鳥取県東部広域 行政管理組合	時間：午前9時～11時05分 場所：鳥取西高等学校第1グラウンド、擬宝珠橋、久松公園お堀端(鳥取市東町) 内容：式典(表彰伝達等)、車両観閲、特別演技・一斉放水
	・米子市 ・鳥取県西部広域 行政管理組合	時間：午前10時～正午 場所：米子市文化ホール(米子市末広町)、米子港埠頭(米子市旗ヶ崎) 内容：式典(表彰伝達等)、分列行進、一斉放水 ※陸上自衛隊米子駐屯地消防隊も協力予定
	境港市	時間：午前10時～正午 場所：境港市民交流センター(境港市上道町) 大正町内港埠頭(隠岐汽船乗り場)(境港市大正町) 内容：式典(表彰伝達等)、腕用ポンプ放水、ポンプ車等一斉放水
	八頭町	時間：午前10時～正午 場所：船岡地区公民館(八頭町船岡) 内容：式典(表彰伝達等)、パレード、一斉放水
	南部町	時間：午前9時30分～11時 場所：農業者トレーニングセンター、小松谷川(南部町天萬) 内容：式典(表彰伝達等)、一斉放水
	伯耆町	時間：午前10時～正午 場所：伯耆町農村環境改善センター(伯耆町大殿) 内容：式典(表彰伝達等)、分列行進、放水

月日	団体名	時間・場所・内容（予定）
3/9 (日)	岩美町	時間：午前9時30分～11時 場所：岩美町民体育館（岩美町浦富） 内容：閲団、分列行進、式典（表彰伝達等）、一斉放水
4/6 (日)	日野町	時間：午前10時～11時30分 場所：旧黒坂小学校校庭（日野町黒坂） 内容：式典（表彰伝達等）、分列行進、一斉放水
4/12 (土)	江府町	時間：午前10時～正午 場所：江府町役場（江府町江尾） 内容：式典（表彰伝達等）、分列行進、記念放水 <b>※江府町消防団発足70周年の記念出初式</b>
未定	若桜町	調整中 ※例年4月上旬に開催（2月下旬に日程決定）
	智頭町	調整中 ※例年4月に開催（1月以降に日程決定）

※内容が変更・中止される可能性があります。

【参考】令和6年消防出初式の様子  
[鳥取市]



[米子市]



[倉吉市]

